

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

学生アルバイトについて

第 8 回

法律の関係上、学生のアルバイトとインターンに原則として労働法が適用されないことは前回解説しました。ただ、学生インターン(中国語:実習)と学生アルバイト(中国語:「勤工助学」)は、同じ概念ではありません。学生との間で締結されるアルバイトについての協議は、学生が使用者に労務を提供し、雇用者が学生に報酬を支払うことが、主な内容となります。したがって、学生アルバイトの場合に争点となるのは、最低賃金基準を含む労働条件の適用を受けるか否かについてです。2007 年 4 月に発生したケンタッキーの学生アルバイト案件についての争議は、社会にこのような問題意識を提示しました。

上海市労働保障部門、広東省労働保障部門、全国総工会(労働組合)は、ケンタッキーの学生アルバイトが最低賃金基準を受けるか否かについて、それぞれの観点を示しました。

上海市労働保障部門: 学生アルバイトは、最低賃金制度の適用を受けない

広東省労働保障部門: 学生アルバイトの最低賃金制度の適用の有無について、明言を避けた

全国総工会: 学生アルバイトであっても、最低賃金制度を適用しなければならない

このような争点を意識したためか、教育部、財政部は 2007 年 6 月 26 日、「高等学校勤工助学管理弁法」(教財[2007]7 号)を公布しました。同弁法第 26 条に基づく、学校以外の場所におけるアルバイトの報酬基準は、学校所在地政府または関連部門の最低賃金基準を下回ってはならず、雇用者、学校と学生の間で協議のうえ確定し、協議に取り入れることとなります。企業は、これに違反したからといって、直ちに行政処罰を受けることはありませんが、このような法的要請に応じる必要があると考えます。

このような流れの中で、主に労務の提供を目的とする学生アルバイトの場合、実務上最低賃金基準を満たさなければならないという通説が形成されつつあると

考えます。

さらに、学生であることを知りながら、当該学生と労働契約を締結した場合、労働契約法の適用を受ける南京市中級人民法院(2009 年案例、最高人民法院公報 2010 年 6 月号掲載)、広州市中級人民法院((2010)穗中法民一終字第 4014 号)、上海市第二中級人民法院((2010)滬二中民三(民)終字第 901 号)の司法判決が存在しており、労働契約の有効性が認定されています。これは企業による学生アルバイトの濫用へのけん制、そして就職を前提とする学生アルバイトの司法救済であると考えます。

本特集ではこれまで、学生インターンと学生アルバイトの区別、そしてそれぞれの利用方法および争点、基本的な法律関係とその例外について 2 回解説しましたが、これらは企業にとって、知っておく必要のある情報であると考えます。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800 (日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109 (日本語専用)

Fax : 021-5386-1619

The Daily NNA

トライアル受付中!

食品・医薬 ニュース